

市政ニュース

昭和48年3月1日

299号

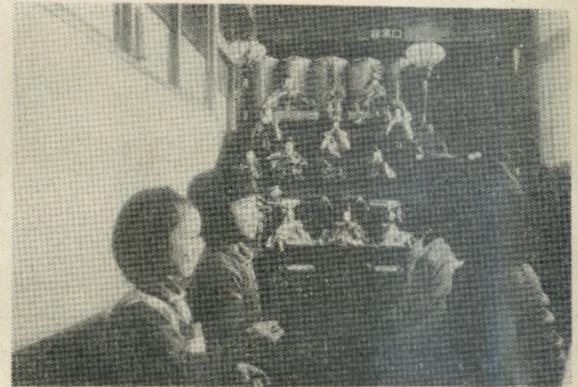
一部4円

発行所 五所川原市役所

花と緑と小鳥の

市民連合が発足

「まちに緑を」、明るく住みよいまちづくりをめざす五所川原市の「花と緑と小鳥の市民連合」が二月二十二日発足し、緑の豊かなまちづくりへ市民ぐるみでたちあがりました。



女の子だものうれしいわ
三月三日はもう真近
粉雪ちらちら降っていて
花の咲くのはまだだけど
津軽もやっぱりひな祭り
あの子もこの子も楽しそう
女の子のお節句おめでと
ねえちゃんおしゃまな口をきき
かあさん白酒おいしそう
みんなで歌おうひな祭り



「まちに緑を」の合い言葉でたちあがった「市民連合」の発会式

この運動は過去の大火で失ったまちの緑をとりもどそう、と昨年五月五所川原青年会議所が主体になって緑化キャンペーンをおこなったのがきっかけです。

同じころ、市では小鳥を愛し自然に親しもうと「小鳥の森」づくりを始め、緑の森づくりに必要な苗木を無料で配布するなどの運動をおこなっており、双方が意見を交換して市民ぐるみの運動となったものです。

「市の花」も制定

三月中旬に「市の花」「市の木」「市の鳥」を一般市民から公募して制定することにしてあります。

また「緑のバッチ」を広くって緑化思想の普及をはかるほか「緑化賞」(九月審査、一〇月表彰)を制定「花と緑と小鳥の市民会議」の開催、など新しい事業を決めました。

「市民連合」の運営組織として、役員(一七人)のほか総務、財務、企画、事業の四つの委員会を設け

「市民連合」の発会式は当日午後一時から産経会館に市内の官公庁や経済団体をはじめ小、中学校、PTA、青年団、婦人会、町内会、子供会育成会、植物愛好団体など、あらゆる階層の関係者六十人ほどが出席しておこなわれ、「市民連合」発足までの経過が報告されたあと会則を原案として決め正式に発足しました。発足した「市民連合」は初年度は四十五万円の予算を見込んでおり、会員の拡大と組織の強化を重点に五月には発足記念の「樹植デー」をおこないます。

新役員を次のとおり決めました。

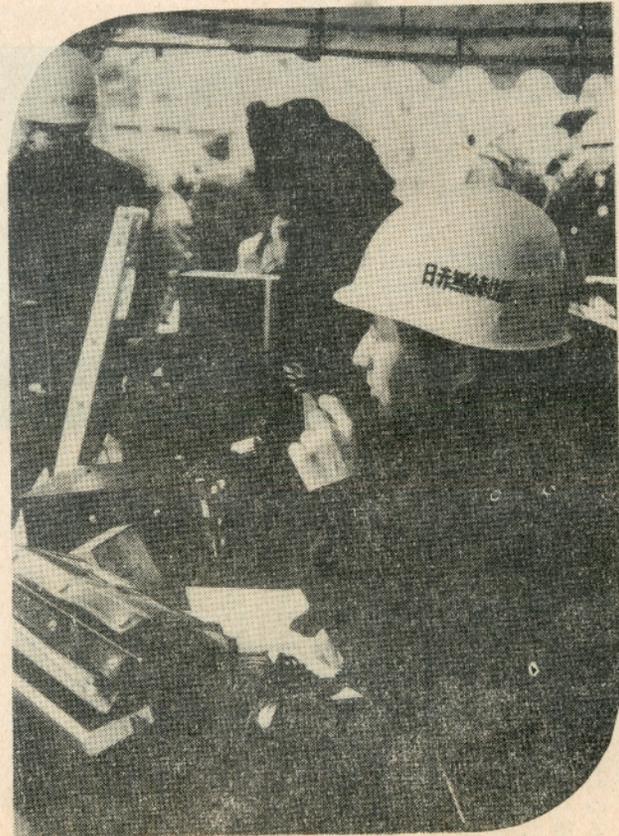
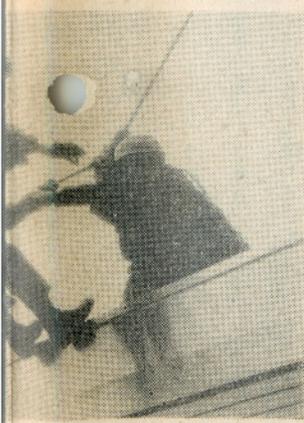
- ▽会長 森富夫▽副会長 嵯峨幸三郎、鶴谷裕郎
- ▽事務局長 大邑義雄
- ▽会計 秋元健一
- ▽理事 野呂甚助、竹浪正静、佐藤孝、佐藤貞、今博、木村啓、丹藤昭二、寺田清、尾野正、新谷伊太郎
- ▽監事 石井征次郎、竹内英昭(事務局、産経会館内 五所川原青年会議所)

(敬称略)

成果を生かそう 原市防災訓練



エアホームによる油火災の消火訓練



五所川原アマチュア無線クラブによる通信伝達訓練



炊出し説明を聞く
統監・佐々木市長



日赤奉仕団による炊出し訓練

この五所川

岩木山地震の震災を想定しての防災訓練はさる二十四日、関係各二十二団体の協力を得て、吹雪のなか一万人が参加して本番さながらの訓練がおこなわれました。

佐々木市長は、「いかなる場合でも人命の救助、救護が第一」とあいさつ、所期の目的を達成して終了しました。

③



日赤救護班による負傷者の救護救出訓練



東北電力による電力復旧訓練



自衛隊レンジャー部隊による救出訓練



市庁舎前に災害対策本部設置



「ニホンカモシカ」

市の特別保護獣に指定

市では、中山山脈一帯に生息している特別天然記念物の「ニホンカモシカ」を二月十五日市の「特別保護獣」に指定しました。

絶滅から救うために

「ニホンカモシカ」は、日本固有の獣であり、全国的に指定されている特別天然記念物（昭和三〇年二月一五日指定）で当市域では中山山脈一帯に生息しています。方言では「アオ」とか「アオンシ」と呼ばれ、現在十五頭位が生息しているものとみられています。性質はおとなしく、原始的で「生ける化石」の異名すらもつ貴重な動物です。環境の変化に対する適応性が弱いため、十分保護を加え絶滅を防ぐ必要があります。厳寒に耐えながら種族保存がなされ、その忍耐とたくまさを市民の象徴としたい、との意見があり指定するのことにしました。



県農林部林務課発行「青森県の鳥獣」から

心の花だより

丹羽文雄の「顔」の一節に、世津子は袴子に対して「札幌は並木の多い美しい街よ。

アカシヤの並木それもみんな木が大きい。の。夜晩く車で旅館に帰る時人通りは少なく、青い燈のともった深い森の中へ入って行く様な気持ちよ」と説明しています。

ここにてくるアカシヤは本名を「ハリエンジュ（針槐）」、別名を「ニセアカシヤ」と呼んでいる樹です。にせのアカシヤです。

アカシヤ (マメ科)

で、本物のアカシヤはほかにあるわけです。本物のアカシヤは、小さい木で花屋さんで切花用として売っています。花は黄色で細かく集まっ

ハンターは流れ弾に注意を

特別天然記念物に対する理解をさらに深め、その保護について市民の積極的な協力をお願いします。とくにハンターの撃つ流れ弾で傷ついた例も聞かれ自しゆくをお願いします。

ニホンカモシカとは日本特産で山岳に住み、ヤギに近縁をもつ反すう獣。体長一疋一・二〇尺、体重七十磅、体重二十八磅前後。雌雄とも八磅十五磅の円すい形の角をもち、体色は地方によって異なるが、当地域に生息するも

左右確認の習慣を

新入学のお子さんに

昨年、市内で発生したことの交通事故は五十五件（幼児二十九件、小学生三十三件、中学生三件）ですが、その原因をみますと「とびだし（三六件）」と「駐車直後の横断（二件）」がなんと全体の半分以上になります。

このことは、道路を渡るとき「右をみて、左をみてもう一度右をみて車のきれめを待って、さっさと渡る」「停っている車のかけからとびださない」幼稚園児でもわかるこの

て枝についています。

銀葉アカシヤや、うるこアカシヤ、があります。ハリエンジュすなわち俗名のアカシヤは、明治十年頃に北米から入ってきたもので、この時、単にアカシヤと呼んでいた名残りから俗名がいまでも生きているのです。

五所川原でアカシヤと呼んでいる樹はすべて、本名「ニセアカシヤ」です。

生活環境パトロール本部

住みよい環境づくりに

でんわ ⑤ 1414

のは黒灰色、淡白色のものが多く、毛はわりによく長い。普通単独で生活し、草や木の葉を食べる。五、六月頃子を産む。毛皮は防寒防水にすぐれているが、捕獲は禁止されている。台湾に亜種を産する。

簡単なルールをしつかり守れば、こどもの事故はグタ落ちになることを教えています。

新入学児、幼稚園、保育所に入るお子さんをおもちの家庭のみならず、いまから実道路路にでて「渡るときはかならずいったん立ち止まって車をたしかめる」ことを習慣になるまで教えるのが一番です。

「県民交通安全の日」設ける

二月十九日、県知事と八市の市長、県警察本部長の合同「交通問題懇談会」で四月から毎月十日、二十日三十日のゼロのつく日を「県民交通安全の日」と決めました。この日は、交通事故ゼロの目標を達成するため▽車を運転する人も歩行者も交通ルールをしっかりと守り「事故を起さない、事故にあわない」ことを市民みんなで誓い▽自動車を使用する事業所、学校、幼稚園、保育所などでは車の安全点検をおこなって事故が発生しないようにしたいものです。

齋藤さんに優等賞

堆肥生産共励会で

わら焼
きによる
スモッグ
公害の追
放と、良
質米づく
りのため
市では、
四十七年
度堆肥生
産共励会
を実施し
このほど
その審査
がおこな
われた結
果次の人
たちが表
彰されま
した。
共励会

には二十一人が参加、それ
ぞれ堆肥の積込量、わらの
十アール当り施用量、管理
切返し状況について審査し
ました。なお表彰式は、二
月二十一日市民文化会館で
おこなわれました。

▽優等 齋藤健一(戸沢)
▽一等 杉山伸彦(毘沙
門)▽二等 藤森恵三(沖
飯詰)対馬慶蔵(米田)
▽三等 小田桐賢治(水
野尾)木村清(猫淵)佐藤
トミエ(毘沙門)
▽奨励賞 川浪五郎一(鶴ヶ岡)
▽努力賞 藤森九郎右エ
門(沖飯詰)小田桐長蔵(水
野尾)館山宇作(川山)
(敬称略)

協力と集団意識を

殿様商売は命とり

商店街という、大きな商店グループが発展してゆくためには、なんとしても協力、集団意識が強固であることが必要である。

残念なことに、市の商業街区にはそれがきわめて弱い。白店と白店のくみこまれている商店街の環境変化に対する



機械植
タークル
以上補助
県では、田植機の共同導

堆肥生産共励会の表彰式

入に対して助成しておりませんが、四十八年度の導入希望を調査しておりますので導入を希望する団体は、三月七日まで左記の必要事項を記入して市農林課にお申し込みください。

導入の対象になるのは、これまでのとおり米づくり集団、産米改善集団などですが、集団的に生産活動をおこなって、かつ機械植えの計画面積が一集団当り五畝以上であることが条件となります。

▽住所▽集団名と代表者氏名▽関係戸数▽関係面積(畝)▽機械植計画面積(畝)

認識の不足、危機感にとぼしい。

総体的にみて、個々の商店がかって気ままに「自分の店だけ守ってゆけばよい」「なじみ客は宣伝しなくてもきてくれる」といった消極的な経営者が支配的で、一般に「せかず、あせらず、まあなんとかなる」といった意識が強い。このような、いわゆる「殿様商売」を続けてゆくことはこれからの五所川原商業者にとって命とりになりかねないことを認識されたい。

①、農業が曲りかどにきていること、②、周辺人口の過疎化、③、交通条件の変革という環境変化に対して経営者は創造的な適応をはたしてゆくべきであり、商業立地の考え方に対する価値の変換が必要である。小売業は、自分の店、土地に対する愛着が非常に強いもので、それが単に財産保存という意識だけで、その財産を高度に利用しようという意識の低いところに問題がある。

①、立地廃棄、悪化する現在地をすてざる、②、立地移動、好転する新しい位置にかわる、③、立地分散、新しい位置を求めて次々出店する、④、立地回復、悪化する現在地を商業全体の力で再開発的に整備する、⑤、立地形成有志があつまって新商業地を形成するなどによって環境の変化に対する経営体の挑戦がなされてゆく必要がある。

経営者は、これらの環境の諸問題がこれからはますます複雑化し、深刻化しているにかかわらず、いっそうに腰をあげようとする気配がみられない。近隣の青森、弘前があいつぐ大型店の出店で、売場面積の集積をし、顧客の吸引力を向上させているとき、ひとり市の商業者が無気力な状態を続けていたのでは競合市との商業力格差は開くばかりでありついに市の各街区が衰退の一途をたどることは明白であるといえよう。

前号勧告一でも述べたように、市の商業者は、も早あかんとして許されぬ。ここで「も早こうしてはいられない」という危機意識を自覚することが大切である。

市域 商業診断から

【 勧告 その2 】 大町商店街通り



お知らせ



かるた大会

▽主催 五所川原市子ども会育成団体連絡協議会、五所川原市子ども会リーダー会、五所川原市教育委員

▽とき 三月十一日(日) 午前九時から

▽ところ 市中央公民館

▽参加者 市内子ども会会員

▽内容 小学生三人一チーム(いろはかるた)中学生三人一チーム(百人一首)

各子ども会単位で二チーム編成すること

▽賞 一位～三位まで

(参加賞もあります)

▽申込 三月九日まで市中央公民館子ども会係へ

(電話⑤二三五二番)

▽抽せん会 三月十日午後二時から市中央公民館

整骨院でも保険がききます

整骨院(はねつぎ)で、治療をうけたときはこれまで保険がききませんでした。が、昭和四十七年十月一日からは一般の病院にかかったときと同じように保険がきくことになっています。

整骨院で治療をうける場合は、必ず保険証(七〇歳以上の方は老人医療費受給者証)に印鑑を添えて窓口提出してください。

種痘のでない場合申しでよう

昭和四十八年四月から新しく小学校に入る児童の種痘(ほうそう)は、二月上旬までに実施し予定どおり終りました。

しかし、種痘後「不善感(ほうそうがでない)」のお子さんは、入学後に再度接種しますので、保護者は入学時か入学のあと学校にお申してください。

医療費請求書が必要です

七十歳以上の方が弘前大学付属病院で診療を受けようとするときは、緊急を要する場合はほか必ず市健康年金課で「老人医療費請求書」の用紙をもらってから受診されるようお願いいたします。

70歳以上の老人

固定資産の課税台帳を供覧

市税務課では、昭和四十八年度の固定資産課税台帳を三月一日から二十日までの間、関係者に縦覧させていただきます。

ことしは、固定資産(土地、家屋)の評価の基準年にあたり、それぞれの資産の評価替えがなされましたのでぜひ縦覧してください。

なお、昨年中に土地、家屋に異動があった方はもちろんのこと、とくに昭和四十七年中に新増築をした家屋については、新評価基準表により価額が算出されています。

▽期間 昭和四十八年三月一日から三月二十日まで
平日は午前八時三十分から午後四時まで

土曜日は午前八時三十分から正午まで

▽場所 市税務課(本庁三階)

竹浪さん 絵日記出版

東北電力弘前営業所勤務の竹浪正造さんはこのほどまんが絵日記十八年、というテーマでRABニュースリーダーで紹介されましたが、この日記から抜粋した自作まんが集を限定出版することにしました。

まんが集は、B6版、五百三十ページ、頒布価格千円。

予約申し込みは、東北電力五所川原営業所庶務課、敦賀へ。なお、竹浪さんは市広報、「市政ニュース」にもときどきカットを掲載しています。

贈与税の申告は3月31日まで

昭和四十七年中に個人からもらった財産の価格が四

児童 受給手続を

3番目以降は10歳未満から

当市では現在約八百六十人が児童手当の支給を受けていますが、昭和四十八年四月一日から、その支給対象となる児童の範囲が次のように拡大されます。養育要件のうち十八歳未満の児童を三人以上養育している場合、出生順に数えて三番目以降の児童の年齢が、現在は、五歳未満であれば児童手当支給の対象となりますが、四月一日以後は同日現在で十歳未満(昭和三十八年四月二日以降に生まれている場合)であれば支給の対象となります。

3月31日まで届出を

児童手当制度はいくら児童手当の支給を受ける資格

児童手当制度はいくら児童手当の支給を受ける資格

市政ダイヤル

その日の 行事や予定は

でんわ⑤4321

十万円をこえるときは、贈与税の申告と納税をしなければなりません。

ただし、婚姻期間が二十年以上の夫婦の間で、居住用の土地、家屋などを買うための金銭の贈与が行なわれ、贈与を受けた人が贈与税の申告期限までにその贈与を受けた土地、家屋や贈与された金銭で購入した土地、家屋などにじっさいに居住した場合には、基礎控除の四十万円のほかに配偶者控除として三百六十万円まで控除されます。

があっても一定の手続きをしないと、支給を受けることができません。

現に児童手当の支給を受けている者が、支給の対象範囲の拡大にともない

(1)算定基礎児童数が増加となり、児童手当の額が改定される者

(2)新たに児童手当の支給要件に該当する者は、市長の認定または、改定の請求を行なう必要がありますので、三月三十一日まで印鑑と被保険者証を持参のうえ市福祉事務所に届出してください。

もし、この請求が、四月一日以後に行われたときは請求した日の属する月の翌月から、支給されることになり、該当する方はひとりもれなく児童手当を受けられるよう、お知らせします。